

## 動物飼育展示に関する倫理・福祉ポリシー

令和3年3月31日 2 東動協総運ケ第168号

公益財団法人東京動物園協会（以下「協会」という。）は、動物園および水族園事業の発展振興を図り、動物とその生息環境について知識を広め、人と動物の共存に貢献するという使命を推進し、将来にわたって適切な飼育・展示を継続するため、動物飼育展示に関する倫理および動物福祉の保持を目的として本ポリシーを定める。

### 【動物福祉の定義】

第2次都立動物園マスタープランにならい、動物福祉（アニマルウェルフェア）を「動物の個体が幸せであると主観的に感じる状態」（Hosey, G., Melfi, V. and Pankhurst, S. (村田浩一, 楠田哲士監訳)「動物園学」文永堂出版)と定義する。なお、この状態は身体および精神の両面により決まる。

### 【収集および搬出入】

- ・動物の飼育展示にあたっては、その目的を明確にしたコレクションプランを策定し、プランに沿った動物の収集を行う。
- ・収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖した個体とし、国内外の他園館とのブリーディングローン等を積極的に活用する。購入や採集をする場合には、適法であることはもちろんのこと、種の保全について十分な配慮を行う。
- ・動物の搬出にあたっては、搬出先の調査を行い、動物を適切に飼育するために十分な施設および人員を有しているものに限ることとする。
- ・動物の輸送にあたっては、動物福祉上の十分な配慮を行う。

### 【飼育展示】

- ・動物の飼育および展示は、その動物の習性、生理に適合する構造や設備、器具等が具備された飼育施設において行う。
- ・適切かつ継続的な個体群を維持するため、動物種に応じた必要な個体識別を行う。
- ・動物の飼育管理にあたっては、その種の飼育について必要な知識および技術を習得したもにより行い、常に必要な情報の収集を行う。
- ・飼育動物が必要十分な栄養を摂取できる飼料や水を適切な方法で給与する。
- ・飼育動物には必要な運動、休息、睡眠を確保するとともに、その種の本来の習性が発揮できるような飼育環境を確保し、健康管理および健全な成長に留意する。
- ・動物の健康管理や適切な飼育管理、エンリッチメントを目的としてトレーニングを実施する場合は、動物福祉上の十分な配慮を行う。

### 【獣医学的措置】

- ・すべての獣医学的措置は、倫理および動物福祉に十分配慮して行う。
- ・避妊や去勢等は、副作用等の影響を十分考慮した上、血統管理や個体数管理上やむを得ない場合にのみ行う。
- ・飼育動物は終生飼育を原則とする。安楽殺処分は感染症などにより人又は他の動物に被害を及ぼす恐れのあるとき、あるいは負傷又は疾病により回復の見込みがなく、苦痛を取り除く必要があるときに限る。

### 【教育普及】

- ・イベント、展示物、印刷物、WEB 等により動物に関する情報を発信する際は、野生動物や生物多様性について正しい知識を広め、一般の理解が深まる内容とするよう努める。
- ・動物に直接的に接することのほか、容器に入れた動物を間近に観察する「ふれあい活動」は、動物福祉に十分配慮した方法により行う。
- ・「ふれあい活動」参加者へは、事前に必要な説明を行うとともに、人と動物双方への影響を考慮し、活動の前後に手洗いや手指消毒など感染予防策を行う。

### 【法令遵守】

- ・動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、関係法令を正しく認識し、遵守する。また、動物の輸入・輸出にあたっては相手国の関連法規についての情報収集に努める。

### 【動物福祉の保持】

- ・不断に動物福祉の保持に努める。特に、飼育動物へ給与する栄養、飼育動物の生活環境、継続的な健康維持、動物本来の行動発現、動物本来の精神状態という5つの視点から、福祉状態の向上に向けた取り組みを推進する。
- ・動物福祉の保持を目的に、各園飼育展示課(係)に動物福祉事務担当を配置するとともに、協会に「動物福祉委員会」を設置するものとし、その詳細については別途要綱に定める。

### 【本ポリシーの見直し】

法律の改正や動物福祉に関する科学的な新たな知見等により本ポリシーの見直しが必要となった場合には、教育展示会議において見直しの内容について検討し、常務理事会議において決する。